

## 製造業以外の収入額の記入について

「21 エ 製造業以外の収入額」について、以下の事業に該当がある場合は、金額（年間）の多い順に上位4つを選択し、収入の種類、番号を記入するとともに、金額（年間）を記入してください。

### その他収入分類表

番号	その他収入の種類名	例示
750000	電気供給サービス（電気事業者向け、その他事業者向け、一般消費者向け）	<p>電気事業者向けに販売する電気、 一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の電気、 一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の電気</p> <p>※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地帯間販売電力料、他社販売電力料</li> <li>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</li> <li>○電気小売事業： <ul style="list-style-type: none"> <li>電力料（特別高圧電力、高圧電力、低圧電力、農事用電力、臨時電力）、</li> <li>電灯料（公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、農業用電灯）</li> </ul> </li> </ul>
780000	冷蔵・冷凍倉庫サービス	<p>冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>×3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当</p>
810000	製造小売収入	<p>自ら製造した商品とその場所で消費者へ販売したものの収入 ※自らの車などを用いて消費者へ販売する場合を含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×自ら製造した商品をインターネットや電話などを通じて店舗によらず販売した製造品 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第2面「品目別製造品出荷額」に該当</li> <li>×消費者からの注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達するサービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨飲食サービス事業の収入」に該当</li> </ul>
890000	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	<p>事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス（※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。）、 産業機械を保守又は修理するサービス、 工作機械を保守又は修理するサービス、 土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、 医療用機器を保守又は修理するサービス、 商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、 サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、 電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、 事務用機器を保守又は修理するサービス、 スポーツ・娯楽用品を保守又は修理するサービス、 その他の物品の保守・修理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鑄造機械、金型、半導体製造用機械</li> <li>○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む）</li> </ul>

番号	その他収入の種類名	例示
890000	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス (続き)	<p>○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板</p> <p>○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器</p> <p>○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品</p> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置</p> <p>○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ポウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機</p> <p>○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む。）、半導体の検査機器、農業用機械器具</p> <p>○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）</p> <p>○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3判未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品</p> <p>○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート</p> <p>○娯楽用品、娯楽用テント、楽器</p> <p>○テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材</p> <p>○家庭用電気機械器具</p> <p>○家具、表具、家庭用品、装飾品</p> <p>○履物、時計、貴金属・宝石製品</p> <p>○絵画、工芸品など有形文化財</p> <p>×部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当</p> <p>×衣服の保守・修理サービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p>
AA0709	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	<p>非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）</p> <p>【内容例示】</p> <p>○事務所、店舗用建物・スペース賃貸</p> <p>○物流施設・スペース賃貸</p> <p>○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの）</p> <p>×スポーツ施設提供 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p> <p>注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。</p> <p>×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当</p> <p>×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p> <p>×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑲上記以外のサービス事業の収入」に該当</p>
AA0719	屋外広告スペース提供サービス	<p>屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供</p> <p>○チラシの設置場所の提供</p> <p>○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船</p> <p>×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑳運輸、郵便事業の収入」に該当</p>

その他の収入

番号	その他収入の種類名	例示
AA1700	ソフトウェアサービス	<p>他者からの委託により、ソフトウェアを制作するサービス、  他者からの委託により、情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等の機器の機能を実現するために組み込まれたソフトウェアを制作するサービス（※業務用ゲームソフトを含みます。）、  不特定多数のユーザーを対象とし、事業用又は家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェア、  不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェア、  著作権法により保護されるソフトウェア（プログラム）の複製、配信、改良、再販、貸与等を事業者及び販売者に対して許諾するサービス、  受注制作により作成されたソフトウェアに係る保守サービス（※技術サポートやユーザートレーニングなどのアフターサービス、ソフトウェアのアップグレードサービスを含みます。）</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムインテグレーションサービス</li> <li>○業務用ゲームソフトウェア</li> <li>○ワープロソフト、表計算ソフト、グラフィックソフト、財務管理ソフト、給与計算ソフト、家計簿ソフト、はがき作成ソフト</li> <li>○オペレーティングシステムソフトウェア、ミドルウェア、アンチウイルスソフト</li> <li>○リース事業に供されるソフトウェアの使用許諾、パソコンにプレインストールされるソフトウェアの使用許諾</li> <li>○事業用パッケージソフトウェアの保守・導入指導</li> </ul> <p>×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当</p> <p>×事業用・家庭用ソフトの情報記録物の複製、ソフトウェアDVDの複製 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第2面「品目別製造品出荷額」欄に該当</p>
AA1801	受託研究開発サービス	事業者からの受託により、研究開発を行うサービス
AA1802	産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス	<p>産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）のほか、回路配置利用権、育成者権、技術情報等の使用を許諾するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×商標権の使用を許諾するサービス（フランチャイズに関連するものを除く） ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】</li> <li>×フランチャイズ運営サービスの対価としてのロイヤリティ等と不可分である場合 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当</li> <li>×デザインの使用許諾サービス、著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当</li> </ul>
AA1931	各種団体・組合における賦課金・会費収入	<p>各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○協同組合の組合員に対する賦課金</li> <li>○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「AA2003 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。）</li> <li>×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「AA2003 寄付金、補助金、運営費交付金等」</li> <li>×観光協会の会費 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当</li> <li>×土地改良区の賦課金 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当</li> </ul>

番号	その他収入の種類名	例示
AA2003	寄付金、補助金、運営費交付金等	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入  注：会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上（収入）金額」に含めませんので、「AA2003 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。

「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

●自社で製造を行う特定非営利活動法人の記入例

ア	製造品出荷額	5800万円	(③製造品の出荷額・加工賃収入額)
イ	寄付金、補助金収入	1億6000万円	(⑱上記以外のサービス事業の収入)
ア～イの合計		2億1800万円	

(1) 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」は、寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				2	1	8	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。ここでは、寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は「製造品の出荷額・加工賃収入額」には含みませんので、「⑱上記以外のサービス事業の収入」欄の「売上（収入）金額」に記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	金額で記入 た さい。
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額				ア	5	8	0	0	0,000	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑱ 上記以外のサービス事業の収入				イ	1	6	0	0	0,000	

(3) 調査票第2面の「21 工業製造業以外の収入額」は上記(2)のうち製造業以外の事業内容ごとの内訳となります。

寄付金、補助金、運営費交付金等については、「AA2003 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上（収入）金額」を記入します。

エ 製造業以外の収入額★ (令和7年1月から12月までの1年間)		製造業以外の収入額がある場合は、同封の『分類表(製造業)』90～93ページを参照し、記入してください。								
番号	その他収入の種類名	金額								
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
AA2003	寄付金、補助金、運営費交付金等				イ	1	6	0	0	0,000
									0,000	